

群馬大学学生のオンライン授業受講環境整備に係る経済的支援 募 集 要 項

【目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン授業を受講するための環境を新たに整備した学生に対する経済的な支援を行います。

※オンライン授業の実施期間が不透明である状況の中、補助の対象は通信料等の継続的な費用ではなく、一時的なものとします。

【補助対象】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン授業を受講するための環境を新たに整備した、学部、大学院、特別支援教育特別専攻科に在学する学生

ただし、次の学生は支援対象としません。

- ・特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び特別研究学生
- ・国費外国人留学生
- ・外国政府派遣留学生
- ・日本学術振興会特別研究員

※環境を新たに整備した主な目的がオンライン授業の受講以外と認められる場合は、補助対象としない場合があります。

【補助額】

環境整備に要した費用の補助として原則一人1万5千円を給付します。

【申請方法】

環境整備に要した費用の補助を希望する学生は、群馬大学教務システムにログインして、上部のメニューより「アンケート」をクリックし、表示された「群馬大学学生のオンライン授業受講環境整備に係る経済的支援申請」を選択し、アンケートに回答する形式で申請してください。なお、補助の必要性を確認するため、別途資料等の提出を求める場合があります。

また、給付金は授業料引落のために登録された口座に振り込みますが、振込口座の名義は学生本人のものに限ります。口座が本人名義でない場合（未登録を含む）には、新たに振込口座を大学へ登録する必要があります。【上記申請とともに「通帳のコピー提出書」をFax】

※申請により得た個人情報は、適切な管理を行い、支援実施以外の目的には使用しません。

【申請期限】

令和2年5月29日（金）17時

- (1) [教務システム](#)による入力送信の完了（申請者全員）
- (2) 通帳のコピー提出書のFax送信（該当者のみ）

【給付の決定】

給付の決定は、申請内容に基づき学長が行います。

【給付予定日】

令和2年6月中旬【予定】

【証拠書類】

環境整備に要した費用を補助された学生は、新たに整備した（する）ことを証明する書類

(例えば、PC 等の領収書又は保証書（契約書）、インターネット契約書等）を 令和2年12月まで手元に保存し、本学の求めに応じて写し（無関係な箇所は黒塗り）を提出してください。求めに応じない場合は、給付金の返還が必要です。

【給付金の返還】

次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の返還が必要です。

- (1) 本学の求めに応じ、証拠書類の写しの提出を行わないとき
- (2) 虚偽の申請を行ったことが明らかになったとき
- (3) その他、修学を前提とした環境整備補助の必要性が無いことが後日判明した場合

【Fax 送信先及び本件問合せ先】

群馬大学学務部学生支援課 学生支援係

○通帳のコピー提出書の Fax 送信

Fax : 027-220-7620, 027-220-7155

○本件問合せ先

Email : kk-gkosei1@jimu.gunma-u.ac.jp

※問合せはメールで受け付けます、電話による問合せには対応できません。